

青森県報

号外第三十一号

令和八年
三月三十日
(月曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(事務局) ……一
- 人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七一五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 人事委員会規則一三二八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(4)ア中「千八百円」を「二千六百円」に、同(4)イ中「二千七百円」を「三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

・白糠バイパス整備推進監」に、「病害虫防除所長」を
「農林水産事務所家畜保健衛
病害虫防除所長
生所長（職務の級医療職給料表(二)五級のものに限る。）
に改め、同表教育委員会の

事務部局の項中「学校教育課特別支援教育推進室長」を
「学校教育課特別支援教育推
学校施設課教育情報化推進

進室長
室長」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する
規則

人事委員会規則二二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項第五号の二中「五日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が
定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）」を「十二日」に改め、同
項第十五号中「休業」の下に、「災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨
時の休業」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭